主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告理由第一点について。

裁判所が被告人に対し郵便に依り書類の送達を為す場合において、保釈の制限住 居の定めある場合においては、保釈後その制限住居変更の許容せられた場合、又は 刑訴規則六二条による書類の送達を受けるための場所の届出がなされている場合の 外は、裁判所はたとえ被告人が制限住居に居住していないときでも、その事実が裁 判所に明白でない限りは、右制限住居においてその住居の居住者であつて同居人と 目される者に書類を交付してこれを為し得るものと解するを相当とする。所論引用 の判例は民訴における送達に関するものであつて、保釈制限住居の定められた本件 の場合には適切なものではないから、論旨は採ることができない。抗告理由第二点 について。所論違憲の主張の理由のないことは、昭和二五、年(あ)第二一五三号、 同二八年四月一日大法廷判決(判例集七巻四号刑事七一三頁以下)の趣旨に照し明 らかであるから、採用することができない。よつて、刑訴四三四条同四二六条一項 に従い主文のとおり決定する。この決定は裁判官小谷勝重、同谷村唯一郎の次の補 足意見を除き、裁判官全員一致の意見によるものである。裁判官小谷勝重、同谷村 唯一郎の補足意見は次のとおりである。抗告理由第二点につき、違憲を主張する以 外の点の論旨については、私等は細部の点を除き論旨に同感するものである。そし て私等の意見の詳細は、前掲大法廷判決に附した私等の「補足意見」のとおりであ るから、之をここに引用する。

昭和二九年三月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 霜 山 精 一

裁判官	粜	Щ		茂	
裁判官	小	谷	勝	重	
裁判官	藤	田	八	郎	
裁判官	谷	村	唯一	・ 郎	